

(様式第6号 別紙)

## 長崎県福祉サービス第三者評価結果報告

### 1. 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 福祉総合評価機構

### 2. 事業者情報

名称： おひさま保育園	種別： 認可保育園
代表者氏名： 吉岡伸太郎	定員（利用人数）： 157名（130名）
所在地： 長崎県長崎市東町1953-4	
Tel： 095-837-0012	

### 3. 総評

#### ◇特に評価の高い点

#### 1. 職員自ら職場の魅力抽出に取り組む園

当園は、複数の大型住宅団地を有する長崎市東部に位置しており、近くには散歩に利用できる公園をはじめ、河川、海、山を望み、子どもを育む自然環境が豊富である。

近年、園ではファシリテーションやブレインストーミングなどの会議手法を用い、職員が自分たちで園の魅力を考えるミーティングの機会を多く持っている。ミーティングでは具体的に振り返り、魅力ある事例を挙げており、自身が働く職場の強みを再認識することに繋がっている。

職員が作成した保育園のPRリーフレットに掲載している職員の声は、自身の職場を積極的にアピールする姿勢に溢れている。職員のモチベーションが高く、チームワークも良く、自ら働く職場を整えていることは、園の特長といえる。

#### 2. 抜本的体制改善による職員の定着化への努力

長年、園長は有能な保育士が家庭の事情や時間的折り合いがつかず、園を離職することを課題と捉えており、昨年度の理事会にて職員の就業形態、給与形態を抜本的に見直し、討議している。その結果、本人の現在のライフスタイルに合った働き方を選択できることとなり、主に延長保育を担当する職員や短時間勤務を希望する職員など、多種多様な働き方ができる環境に改善している。この結果、職員の離職率が下がり、自ら選択した働き方であるため本人のモチベーションも上がるなど、相乗効果が生まれている。有能な保育士の定着化に向けて、大きな改革を行ったことは本園の特筆すべき点である。

### 3. 子どもの自立心を育む保育環境

園の保育の方針に掲げる「主体性を育てる保育」では、子どもの発達に沿って生活習慣を身に付け、自立を育むと明記している。そのため、1歳からトイレマットを使用し、のトイレトレーニングやスプーンを持つところから始める箸トレーニングなど、一人ひとりに合わせた援助を行っている。

また、昼食の量は自己申告制とし、食べ切れる量を子どもが自身で考えている。その結果、残さず食べることができたり、嫌いな食材が食べられるようになるなど子どもが自信を付ける機会となっている。更に、ランチルームでは当番の子どもが三角巾とエプロンを付け、注文を取りイキイキと世話をしており、その姿は年少の子どもの憧れでもある。保育士や栄養士、給食担当職員は、子どもの主体性を重視し、援助を最小限度に控え見守る保育に徹していることは、園の優れた点である。

#### ◇改善を求められる点

##### 1. 中・長期計画の策定

「中・長期事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向け、3年から5年先について具体的な取組みを示す計画である。策定には、実施している保育の更なる充実、課題の解決等のほか、保育に関する地域ニーズに基づいた新たな事業展開などを含めた目標を明確にすることが必要となる。

明確になった目標を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を年度毎に3年から5年の期間を目安に作成することが待たれる。また、計画作成に際して、財務面での裏付けも不可欠であるため、計画に数値目標を織り込むことで実現可能な事業計画となることが期待されるため、数値目標の設定も含めた計画が望まれる。中・長期計画を策定することで、園の理念や基本方針の実現への道筋が出来、園の更なる発展に繋がることを期待したい。

##### 2. 地域との連携への取組み

住宅地の中に位置する保育園であり、散歩中の挨拶や地域のお祭りで踊りを披露するなど行っていることは確認できる。また、園開放や子育て支援月間にも告知している。ただし、園の持つ専門性や特性を活かした相談支援事業や地域住民のサークル活動への支援、ニーズを把握し住民が自由に参加できるような支援などは行っていない。あわせて、自然災害等の防災面においても、具体的な避難場所・避難方法など具体的な地域と連携を取るまでには至っていない。子どもの安全を守るためにも、自治会や地域、近隣との連携を密にし、園もその一翼を担うことも含め、今後の検討、取組みに期待したい。

##### 3. リスクマネジメントの仕組みの構築

子どもの安全を脅かすリスクについて、事故発生時や安全確保についてのマニュアルを整備し、職員の目につきやすい場所に掲示し、常に意識できるよう工夫していることは確認できる。ただし、ヒヤリハットは書式を整備しているものの、現在のところ

活用するまでの仕組みの構築までには至っていない。事故予測・予防の視点から委員会の設置、ヒヤリハットなどの仕組みづくりが望まれる。

#### 4. 質の向上のための仕組みづくり

園では年2回、職員が200項目に及ぶ自己評価に取り組んでいる。具体的な事例の保育場面について振り返り、自身の強み・弱みを把握し、保育の質の向上に繋げる目的であるが、個人単位で完結している。P D C AサイクルのP, Dは出来ているものの、C, Aが廻っていないと考えられる。今後、コーチングや他者評価などの手法を用いながら、園として各職員の自己評価についてP D C Aサイクルを構築することは、園の質の向上に繋がると期待できる。仕組みづくりが待たれる。

#### 4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回2回目の第三者評価を受けるにあたり、改めて職員全員で各自自己評価を行い、それを各クラス・チーム毎に話し合い纏めたものを全職員で整理し整合性を付けていく作業を行いました。

その過程にて夫々の評価基準や評価結果が違う事も多くあり、日々の業務の中でぼんやりと抱いていた課題が改めて浮き彫りになるなど、園全体や個別の課題が明確になり、その改善に向けての具体的な話し合いが出来た事が大きな成果であったと感じています。

又、その過程や評価結果を通して、課題だけでなく当園の特徴や強みを再認識出来た事も大きな成果となりました。

課題となる部分は確実に改善しながら、特徴となる部分はより磨きをかけ、今後も“子どもの最善の利益”のため、より質の高い保育環境が提供できるよう日々の保育に取り組んでいきたいと思えます。

#### 5. 各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

#### 6. 利用者調査及び書面調査の概要

(別紙)

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

I 福祉サービスの基本方針と組織	
1 理念・基本方針	
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価
①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><b>【コメント】</b>                      理念・基本方針は保育のしおり及びホームページ、業務マニュアルに記載している。保護者へは、利用開始時に保育のしおりを渡し、主任が詳しく説明している。年1、2回の保護者会時や年度末の進級にあたっての説明プリント等のお便りにて、周知を図っている。また、発表会の写真を用いて、理念のねらいを分かりやすく説明している。</p> <p>各職員、業務マニュアルを所有しており、随時、理念・基本方針を確認することができる。園長は、年数回の全体会議にて、理念や基本方針に基づいた園が求める職員像について講話している。</p> <p>園の理念では、子どもの人権や主体性を尊重し、子どもの最善の利益(幸福)の為に職員一同豊かな愛情と専門性を持って接し、子どもたちの望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う為に、養護と教育が一体となった総合的な保育を目指している。これは、園の特長でもある「共異体」の精神、個性を活かした取組みに反映されている。園では、理念・基本方針に基づき、集団の中で個性を否定せず、個性を作り出す場となっている。</p>	
2 経営状況の把握	
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価
①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><b>【コメント】</b>                      園長は長崎市保育会及び日本保育協会に属し、現在役員を務めている。地域に限らず全国的な社会福祉事業についての動向を把握している。また、研修講師としても、活躍している。</p> <p>また、長崎の保育園や潜在園児の現状を把握しており、必要に応じて行政への意見提出など行政とのやりとりを行っている。</p> <p>園の経営環境や課題を客観的に分析し、園児数の推移を把握し、職員人員の確保に努めている。地域ニーズを反映するために職員人員の確保及び育成に力を入れている。</p>	
②経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><b>【コメント】</b>                      経営状況や課題は、理事会に諮り、情報共有に努めている。行政指導監査内容、経理・職員給与、事業計画など報告しており、理事の承認を得ていることが議事録から確認できる。</p> <p>経営課題として挙げられていた園児数確保に向けて取組み、職員人員確保及び育成、環境整備について、職員にも周知している。近年は、ファシリテーションの手法を用い、職員と共に課題を抽出し、解決への取組みに向けて話し合っている。取組みとして人員確保に活用すべく、職員が園PRのパンフレットを作成し、配布した事例があるなど、職員も改善に向けて協働していることは特筆すべき点である。</p>	

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

3 事業計画の策定	
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価
① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
<p><b>【コメント】</b>                      園長は、厚生労働省認可保育園として、中・長期計画の作成はできないのではないかとこの考えから、書面としての園の中・長期計画書は策定していない。                      本項目の保育園における「中・長期事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向け、3年から5年先について具体的な取組みを示す計画を指しており、策定には、実施している保育の更なる充実、課題の解決等のほか、保育に関する地域ニーズに基づいた新たな事業展開などを含めた目標を明確にすることが必要となる。更に明確になった目標を実現するため、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画を年度毎に3年から5年の期間を目安に作成することが待たれる。                      また、計画作成に際して、財務面での裏付けも不可欠であるため、計画に数値目標を織り込むことで実現可能な事業計画となることが期待されるため、数値目標の設定も含めた計画が望まれる。中・長期計画を策定することで、園の理念や基本方針の実現への道筋が出来、園の更なる発展に繋がることを期待したい。</p>	
② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
<p><b>【コメント】</b>                      中・長期計画は策定していないが、単年度における事業計画は作成しており、給食実施計画や非常災害危険防止の実施等の内容となっている。                      ただし、事業報告時に計画の実施状況を評価するにあたって、実施計画の内容は数値化や分析可能な内容までには至っていない。今後の取組みに期待したい。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価
① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	C
<p><b>【コメント】</b>                      事業計画は職員などの参画の下、作成していない。今後の取組みに期待したい。</p>	
② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	C
<p><b>【コメント】</b>                      事業計画は保護者へ周知していない。今後の取組みに期待したい。</p>	

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	
(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価
① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      年2回、職員は自己評価と保育士の自己点検・自己評価のためのチェックリストを作成している。また、平成22年度に第三者評価を受審しており、個人及び園としての福祉サービスの質の向上に向けた取組んだ実績がある。特に、保育士の自己点検・自己評価のためのチェックリストは200項目にも及んでおり、日々の保育の振り返りに役立っている。                      個別の自己評価は、園長と主任によって評価を行うこともあるが、基本的には自身でチェックしている。</p>	
② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><b>【コメント】</b>                      課題は、クラスもしくはリーダー会場で共有している。また、全職員が周知できるよう回覧しており、課題の解決方法を職員で話し合い、解決に向けて計画し、取り組んでいる。                      ただし、課題の文書化及び取組み後の評価までには至っていない。今後の仕組みづくりに期待したい。</p>	
II 組織の運営管理	
1 管理者の責任とリーダーシップ	
(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価
① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園長は自らの保育に対する方針や役割、責任等を明らかにした業務マニュアルを職員一人ひとりに配布している。職員には「記載している項目は、本園の保育に従事する職員の基本ルールであり、厳守すること」を求めている。職員は各自で保管し、個人で振り返るとともに、クラスミーティングで業務マニュアルの一項目を読み合わせていることが各クラスの会議録から確認できる。                      保護者に対しては、保育のしおりに園長からのコメントを記載し、周知している。                      平常時のみならず、災害、事故等の有事における管理者の役割と責任についても明らかであるものの、不在時の権限委任の明確化は確認できない。今後の検討に期待したい。</p>	
② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p><b>【コメント】</b>                      園長は遵守すべき法令について、例えば守秘義務、ハラスメント、虐待防止、更には労務など広範囲の分野を網羅し、把握に努めている。                      法令順守の観点での研修や勉強会にも多く出席したり、講師を務めている。                      園長は公益的な保育所の社会的使命を感じており、環境面でもチャレンジ25のエコ活動では、テレビやラジオ、新聞で紹介されたこともあり、多方面に働きかけている。</p>	

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価
① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。		b
<p><b>【コメント】</b>                      園長は自園の保育の質について現状を評価・分析するために、不意にクラスを訪れ保育の様子を見ている。更に、夜間に保育室内を視察し、翌日保育士に現状を確認し、指導することもある。年間研修計画書を作成しており、県外の外部研修も含め内部研修とともに計画している。更に、計画に沿って研修を行い、保育の質の向上に努めている。                      保育に関して職員から意見が出た場合は、修正が必要なことは実行するよう話している。</p>		
② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。		a
<p><b>【コメント】</b>                      近年、職員不足による保育園児数の減少に伴い、運営についての見直しが求められる時期があった。その経営改善や業務の実効性に関する分析について、真摯に取り組んできたことが記録から確認できる。                      課題は理事会の議題とし、園長が考案する就業形態、職員給与体系等就業規則を提案し、議論している。更に職員に語り、運営の抜本的改革を行っている。                      また、職員会議にもファシリテーションを取入れ、職員の活発な意見が出るよう工夫し、表出した意見やアイデアは反映している。                      園長はトップダウンだけでなく、職員からのボトムアップの重要性を説き、連携して職場環境を改善している。その根幹には理念があり、子どものための保育に集中するよう、環境を整備し職員が心身ともに働きやすいよう配慮していることが確認できる。</p>		
2 福祉人材の確保・育成		
(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価
① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。		a
<p><b>【コメント】</b>                      園長は、園は「互いに思いやる集団」を目指し、「願わないと叶わない」と日頃から職員に伝えている。                      保育に関わる必要な福祉人材を確保しており、絵画や茶道など外部講師を招き、子どもたちに非日常の体験を知ること、伝統を知ること、文化を知ることがを推奨している。                      また、職員自身が働く形態を自己決定し、雇用契約を締結しており、効果的な人材確保を実施していることが確認できる。</p>		
② 総合的な人事管理が行われている。		b
<p><b>【コメント】</b>                      業務マニュアルに「目指す保育の姿」として、職員に期待する職員像を明記しており、理念・基本方針を基に、職員会議や園内研修会にて園長が説明し、周知を図っている。                      人事基準については、職員が長く働くことができるよう、自身の生活を重視して就業形態を選択し、雇用契約を締結する方法を導入している。処遇についての規程や給与支給項目一覧表等はいつでも閲覧でき、周知している。                      今後は、更に自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりに発展することを期待したい。</p>		

## 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価
<p>① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><b>【コメント】</b>  職員は、就業希望調査表に記入し園に提出し、就業について希望を伝えている。長く働き続けられる職場を目指し、職員一人ひとりが自身の現状を重視し、自ら就業形態を決定している。就業形態は明快であり、園も本人も納得のもと、雇用契約を締結している。  また、定期的な個人面談は行っていないものの、主任が職員の様子を注視しており相談に乗っている。園のルールとして、イライラしている職員は現場を離れるよう指導している。  福利厚生としては、年1回の健康診断や節目の食事会を行っている。  園が、職員のワークライフバランスに配慮し、働きやすい職場環境を整備すべく、長年に渡り検討を重ね導入していることが様々な資料から確認できる。</p>	a
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価
<p>① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p> <p><b>【コメント】</b>  業務マニュアルに「目指す保育の姿」として、職員に期待する職員像を明記しており、理念・基本方針を基に、職員会議や園内研修会にて園長が説明し、周知を図っている。  職員は自己評価表にて目標を設定している。目標は明確であるが、目標設定後の個別面談や中間での評価・分析のための面談はなく、進捗状況や目標達成度の確認の仕組みがない。  今年度、見守る保育の研修を全職員が受講しており、これから自身で取組みたい目標を立てる予定である。  今後は職員が立てた目標を個別面談、中間面談等を導入し評価・分析し、進捗状況を確認するなど職員育成のための組織的な仕組みづくりが待たれる。</p>	b
<p>② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p><b>【コメント】</b>  業務マニュアルに「目指す保育の姿」として、職員に期待する職員像を明記している。  園では、年間の研修計画を作成しており、計画に基づき教育・研修が実施されていることが、記録から確認できる。  ただし、計画や研修内容やカリキュラムの評価・見直しは実施していない。今後は、職員の教育に有効な研修計画及び研修内容であるかの評価・見直しの仕組みを構築し、園として効果のある計画実施となることを期待したい。</p>	b
<p>③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p> <p><b>【コメント】</b>  年間の研修計画に合わせ、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況に合わせ、必要な研修受講を促している。  新人職員はオリエンテーションを行い、クラスリーダーがOJTによる指導を行っている。現時点は、階層別研修としては、新人研修のみとなっている。  職員が保育の方法等に悩んでいる時や学びたい意欲がある時には県外であっても保育現場の見学視察や研修を受講している。</p>	b



**第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目**

(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価
① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。		b
<p><b>【コメント】</b>                  業務マニュアルの「実習生受入れについて」を整備しており、冒頭の全職員が理解しておくこととして、実習生受入れに関わる教育・育成に関する意義・基本姿勢を明文化している。                  年間に複数人の受入れを行っており、今年度は8人となっている。                  実習の依頼があった際には事前に打ち合わせを行っており、実習の1、2ヶ月前には保育のしおりを基に実習生にオリエンテーリングを実施し、園の保育について説明している。また、実際の実習では各クラスの担当職員が一日の流れを説明している。                  実習の時期により内容が異なるためカリキュラムやプログラムは作成できない状況である。</p>		
<b>3 運営の透明性の確保</b>		
(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価
① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。		b
<p><b>【コメント】</b>                  園のホームページには、理念や基本方針、提供する保育の内容を明記している。                  苦情解決の結果や平成22年度受審の第三者評価結果も公表しており、更に予算、決算情報は長崎県子ども政策局のホームページに掲載し、透明性を担保している。                  また、長崎市幼稚課、長崎県保育所保育士センター、ハローワークに保育のしおりを設置している。                  ただし、理念、基本方針やビジョン等を社会・地域に対して明示・説明することで、法人の存在意義を明確にする活動までには至っていない。</p>		
② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。		b
<p><b>【コメント】</b>                  園における事務、経理、取引等に関するルールは職務分担表に明示し、明確であり職員に周知している。                  また、会計事務所による毎月の外部監査があり事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。                  理事会において事業報告を行っているが、園長は内部監査、外部監査の実施が不十分と感じている。今後の更なる取組みに期待したい。</p>		

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

4 地域との交流、地域貢献	
(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価
① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<b>【コメント】</b> 園の地域との関わり方に関する基本的な考え方は、保育のしおり、業務マニュアルの理念・基本方針の文書、更には保育課程にも明記している。 活用できる地域資源や地域の情報は、おさんぽMAPを作成し、子どもと一緒におさんぽコースを決めるなど活用している。地域のイベントには園の子どもたちがよさこい踊りを披露しており、地域と子どもの交流の機会となっている。 ただし、地域と保護者の定期的な交流の機会はなく、今後の検討・取組みに期待したい。	
② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<b>【コメント】</b> 業務マニュアルの「ボランティア受入」を整備しており、受入れの意義を明確にしている。地域の中学生10人の職場体験を受入れている。ボランティア受入手順はマニュアルに明示しており、申し出、事前受付、事前準備等に分類していることが確認できる。 ただし、必要な研修等は行っておらず、学校教育への協力も特別には実施していない。今後の検討が望まれる。	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価
① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<b>【コメント】</b> 地域の関係機関・団体については、小中学校、美術館、警察署、行政などをリスト化していることが確認できる。また、地域資源を明示したおさんぽMAPも作成している。 関係機関・団体のリストは事務室にあり、職員は必要に応じて利用しており、情報の共有化が図られている。 園では年1、2回開催される保幼小連絡会議に出席しており、地域の課題等共有している。近年、連携して解決すべき事項があり、定期的に連絡を取り合い、解決に向けて具体的に取組んでいる。	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価
① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b
<b>【コメント】</b> 園庭は毎日開放しており、長崎市と自園のホームページに掲載している。地域住民の利用は時々あり、育児に関する相談を受けることもある。 子育て支援月間にも告知しているが、園の持つ専門性や特性を活かした相談支援事業や地域住民のサークル活動への支援、ニーズを把握し住民が自由に参加できるような支援活動などは行っていない。園が有する機能の地域還元について、検討が望まれる。	
② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<b>【コメント】</b> 園庭開放や相談事業を通して、保育のニーズを把握することがある。特に待機児童については、一時保育で対応していることが確認できる。 地域の民生委員・児童委員は理事会に出席しており、定期的な理事会開催にて具体的なニーズ把握に繋げている。 園長は、地域の保育ニーズにもとづく公益的な事業・活動の必要性は理解しているものの、認可保育所では、公益的事業に限りがあると考えている。	

## 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	
1 利用者本位の福祉サービス	
(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価
① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<b>【コメント】</b> 園の理念及び基本方針に、子どもの人権や主体性について明文化している。職員の周知・理解するための取組みとして、業務マニュアル内に「人権に配慮した保育」「子どもの人権を守るために」等の項目がある。また、定期的に園内研修を行っている。年2回実施する保育士の自己点検・自己評価のためのチェックリストの中にも、人権についての項目がある。 職員はトイレの援助や着替え時の配慮など、事例を基に話し合い、対応を検討している。	
② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b
<b>【コメント】</b> 業務マニュアルに、プライバシー保護などの権利擁護について記載しており、職員に周知している。 園のとある風景を写真に撮り、それを題材に子どもの人権について検討する勉強会を実施している。子どもの名前の呼び方や触れ方について意見交換しており、現在は職員が互いの姿勢を気付き合い、伝えている。 また、毎月の会議で、業務マニュアルの一部を見直しながら、常にマニュアルに基づいた保育を実施することとしている。 トイレやシャワー室など子どものプライバシーに配慮した造りになっており、また、子どもがひとりになって過ごせる環境も整備している。ただし、園内ではあるものの、乳児室のオムツ交換の様子が廊下から見える位置にあり、検討が必要である。改善に期待したい。	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価
① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<b>【コメント】</b> ホームページに理念や基本方針が分かりやすく紹介している。また、長崎市幼稚課へ保育のしおり等を提出し、長崎市子育て応援情報サイトに掲載しており、誰もが閲覧できる。 園の目指す保育は、文章と共にイラストが添えられており、福祉サービスがイメージしやすい資料である。 園見学時には、副園長もしくは主任が個別に丁寧に説明している。また、園解放やならし保育にも対応しながら、利用者に内容を理解してもらっている。 待機児童の相談を受けた場合は、一時保育を提案したり、その他の対応方法を提案している。 利用希望者に配布する保育のしおりの持ち込み備品などは年度ごとに見直している。	
② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b
<b>【コメント】</b> 入園前に面談する際は、丁寧に入園資料を説明し、保護者の理解を得ている。送迎バス利用申込みや休日保育利用申込みは、同意を得て書面に残している。 意思決定が困難な保護者の場合、事前に情報があり対応しており、市の担当課職員に説明会に同行してもらい、入園資料の説明することもある。	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

<p>③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p>	<p>c</p>
<p><b>【コメント】</b>                  事情により、他の保育園へ移行した場合、子どもの保育への継続性について配慮している。引き継ぎ書を整備していないが、状況に応じて対応している。保護者の不安軽減のためにも、保育の継続性に配慮したマニュアルの整備等、園の変更・移行に関する仕組みづくりに期待したい。</p>	
<p>(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>	
<p>① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  給食や保育参観保護者アンケートを定期的に行っている。個別面談は必要に応じて対応している。年2回の懇談会の他、保護者会やクラス会、保育参観があり、職員は保護者から直接満足度を窺う機会がある。収集した情報は検討し、次年度の課題に挙げている。保護者の意見から、お遊戯会を年齢別の2部構成にすることで、より多くの保護者が参加できるようになった事例がある。ただし、保護者参画のものと検討会議はない。今後の検討・取組みに期待したい。</p>	
<p>(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>	
<p>① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みに関する規定」が定められている。第三者委員も設置しており、ホームページ上で公開している。                  ホームページで「問題解決について」と題し、目的・体制・解決の手順を具体的に書式化している。図解もありわかりやすい。保護者へは入園時の説明と「保育のしおり」で説明している。                  意見などを受け付けた場合、日時、内容、解決に向けた取り組みを記録し保管している。また職員が閲覧できるようにしている。解決時には保護者へ報告している。場合によっては、緊急保護者会を開催し、周知することもある。                  保護者からは、送迎時などに口頭や連絡帳、手紙等を通じて、意見を汲み上げることが多い。園玄関に意見箱を設置しているが、意見箱の設置場所には意見したい保護者への配慮を含め、工夫が必要である。今後の検討が待たれる。</p>	
<p>② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  「保育のしおり」の“保育園からのおねがい”の中で、不明点や疑問はどんな些細なことでも相談してほしいと明記している。また、担任だけではなく、事務室等にも声を掛けられることを記載している。相談時は、事務所の他に学童スペースや周囲に配慮したスペースを確保している。</p>	
<p>③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  相談や苦情を受けた際の手順は、「意見・要望・苦情・不満を解決するための仕組みに関する規定」及び「基本的な報告事項と流れの統一化とルール化」に基づいて、マニュアル化している。ただし、定期的なマニュアルの見直しは行っていない。                  登園時に声を掛けたり、連絡帳を用いて保護者が相談しやすい方法に工夫している。得た情報は、申し送りノートで職員間で共有している。                  把握した相談への返答について、職員が対応できない場合は、担任・主任・園長で体制を整備しており、園として迅速な対応に努めている。</p>	

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価
<p>① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p>	c	
<p><b>【コメント】</b>                      事故発生時や安全確保についてのマニュアルを整備しており、各クラスの会議でマニュアルを議題に話すこともある。また、職員の目につきやすい場所に掲示し、常に意識できるよう工夫している。                      安全点検・怪我防止チェック表は月に1回、設備チェックは月2回、担当職員が実施している。ただし、委員会等の組織化までには至っていない。                      ヒヤリハットは書式を整備しているものの、現在のところ活用するまでの仕組みがない。各種チェック表や日々の申送り同様に、事故予測・予防の視点からヒヤリハットの仕組みづくりに期待したい。</p>		
<p>② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p>	b	
<p><b>【コメント】</b>                      感染症対策について、管理体制を整備している。業務マニュアルは各項目毎に図解付でわかりやすく、毎週の職員ミーティング時にマニュアルチェックを行っている。年1回、行政マニュアルを基に、園内マニュアルを見直している。                      手洗い・うがいを徹底し、加湿器を適所へ配置しており、ノロウイルスや嘔吐下痢などの処理についても用具等を準備し、職員は使い方を理解している。</p>		
<p>③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にしている。</p>	c	
<p><b>【コメント】</b>                      災害時の対応体制があり、自衛消防団も確認できる。年2回消防署立会いの避難訓練を実施しているが、自治会や警察などの連携体制の整備までには至っていない。                      更に地域の避難場所の確認はしているものの、具体的な対策検討までは及んでいない。現在、備蓄などのリストを作成中である。今後の取組みが望まれる。</p>		
2 福祉サービスの質の確保		
(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		第三者評価
<p>① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p>	b	
<p><b>【コメント】</b>                      園の標準的な実施方法は業務マニュアルとして整備している。マニュアルの冒頭、保育の基本には理念を謳っており、児童福祉法と児童憲章の理念に基づくことを明記し、子どもの人権や主体性の尊重を謳い、権利擁護に関わる姿勢を表明している。                      業務マニュアルは項目毎に分類しており、クラスの保育にかかる項目をクラスミーティングで読み合わせている。毎回、各クラスいずれかのマニュアルの読み合わせを行っていることが、職員会議録の記録から確認できる。                      ただし、マニュアルに基づいて保育が実施されているか否かを確認する仕組みが整っていない。今後は、マニュアルの有効性を評価・見直すことを含めPDCAサイクルが稼働するよう、仕組みづくりに期待したい。</p>		
<p>② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p>	c	
<p><b>【コメント】</b>                      前項にもあるとおり、業務マニュアルは整備されているものの、検証・見直しに関する時期やその方法などの仕組みはない。                      今後は、職員等の意見や提案も反映される仕組みを整備し、業務マニュアルの更なる活用に繋げることが望まれる。</p>		

## 第三者評価結果:長崎県福祉サービス共通評価項目

(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価
① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b
<p><b>【コメント】</b>            保育指導計画策定の責任者は園長である。            見守るチェックシートを活用し、0、1歳は月に1回、2歳、以上児は3ヶ月ごとにアセスメントしている。            部門横断の職種では、栄養士と職員がアセスメントに関する協議を行っている。            職員は保育指導計画は見守るチェックシートに記録しながら、子どもの具体的なニーズを把握している。            保護者が入所時に提出する児童の記録や日々の連絡帳で保護者の意向を把握し、互いに子どもの育ちについて情報を共有している。</p>	
② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><b>【コメント】</b>            個別指導計画の見直しは、年度末に評価し新年度の計画に反映している。各クラスごとに話し合っており、補助員には口頭で伝えている。            保護者は子どもの保育について意向等を連絡帳に記しており、内容をクラスで検討し、指導計画に反映している。            個別指導計画の見直しに当たっては、業務マニュアルに沿っており、課題も明確となっている。            ただし、計画の見直しについて、園として組織的な仕組みを構築するまでには至っておらず、各クラスで検討し、その後、園長が確認し指導するまでの流れ等を含め、仕組みづくりが待たれる。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価
① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><b>【コメント】</b>            子どもの身体状況や生活状況は、連絡帳に記入する欄があり、統一した様式として記録している。連絡帳は複写式であるため、保護者と園で同様の記録を保管することができる工夫がある。            保育の記録は見守るチェックシートを用いており、職員による記録の差がないよう主任が指導している。職員間では、申し送りノートを活用し、朝から必ず確認することで、保護者からの連絡が的確に届くよう工夫している。また、電話やパソコンメールにて欠席の連絡があった時にも申し送りノートに記録し情報を共有している。            園内の記録は、サーバーを介して職員間で共有できる仕組みを整備していることが確認できる。</p>	
② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b
<p><b>【コメント】</b>            園では、個人情報保護規程を定めており、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定は文書規定に定めている。記録管理者は職務分担表には記載がないが、園長となっている。            各職員に渡す業務マニュアルには個人情報保護規程に基づく日々の業務について注意事項を記しており、クラスミーティングで読み合わせている。            守秘義務の誓約書は入社時に提出している。ただし、個人情報保護の観点からの職員に対して教育研修は行われていない。園として更なる取組に期待したい。            保護者には入園時に「おひさま保育園利用に関する個人情報保護の方針」を基に説明しており、保護者は「おひさま保育園利用に関する個人情報保護の方針同意書」を提出している。</p>	

### 第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-1 保育所保育の基本	
(1) 養護と教育の一体的展開	第三者評価
<p>① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。</p> <p><b>【コメント】</b>                      保育課程は、児童憲章、児童の権利、保育所保育指針などに基づいて編成している。また、保育課程作成の時代的地域的背景は明確である。                      地域の中で、子どもだけでなく親も一緒に育つことが出来る環境「共異体」を大きな柱としている。その中で子どもの主体性、自分らしさや意欲等を保育の具体的な目標として明記している。                      保育課程は年間目標作成において、全職員が参画している。</p>	a
<p>② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      保育室は明るく、換気も良い。木のフローリングで温かみがある。ごろ寝のスペースや遊具のスペースなど用途に合わせてゾーンを分けている。手の届く範囲に、危険物や電気コード、角のとがった物などもなく、安心して過ごせるよう安全に配慮している。                      送迎時、保護者から連絡帳を受け取る際に、家庭での様子や体調を確認している。睡眠や食事、日中の様子を職員は観察し、チェック表などに記録している。                      授乳は、家庭での生活リズムを保護者より尋ね、保育園での生活リズムの目安としており、変化が見られたときは、その都度保護者へ報告し、対応を検討している。                      離乳食は、家庭での様子を尋ね、保護者がわかりやすいように保育園の離乳食メニューを段階別に写真を見せながら説明している。離乳食は、保護者の同意を得て提供し、摂食の様子から、臨機応変に対応している。連絡帳を通じて家庭と園での様子を保護者と情報共有している。                      一人ひとりの発達状況にあわせて、ベビーチェアを使用したり食卓テーブルを使用するなど個別に対応している。用途に合わせたゾーン分けはあるが、個人のペースに合わせるような空間があり対応している。                      天気の良い日は、園庭や周辺をだっこして散歩している。                      職員は、一人ひとりとしっかり目を合わせて、触れ合ったり優しく声を掛けている。職員の手作りおもちゃは、音や感触、色を楽しむ様々な仕掛けがある。職員がおもちゃを触って見せながら、乳児とのやりとり遊びをしている。                      午睡時は、ベッドで静かな環境作りに配慮している。落ち着かないときは、BGMをかけたり、落ち着くまで抱っこするなど援助している。SIDSに関して職員に周知しており、1歳未満は5分置きに以上は10分置きにチェックしている。                      園では、保護者との面談や日常的な連携から、乳児の発育や育ちについての相談に応じている。また、毎週のミーティング時に、職員は個別支援について話し合っているものの、個別の指導計画は作成していない。保育所保育指針にも未満児については、個別的な計画を立てることが謳われており、園として「保育の課程」を振り返り、一人ひとりの発達過程を踏まえた個別の指導計画作成が望まれる。                      昼寝時や夕方、園児が帰った後に掃除を行い、常に清潔を保っている。ただし、オムツ交換時の場所や始末の対応については、衛生面及び子どもの人権・プライバシーの観点から見直しが必要である。今後の取組みが望まれる。</p>	b

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

<p>③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	a
<p><b>【コメント】</b>                  登園時と昼寝の前に検温し、連絡帳に記録している。                  子ども一人ひとりの育ちに応じ、生活習慣を身につけるよう援助している。例えば、食事では、スプーンやフォークから箸を正しく使えるようになるためのサポートや服の着替え、靴の脱ぎ履きなどがある。まずは子どもが興味を持ち、自らやってみようと思うよう援助している。職員も身振りで教えたり、出来ない時に声を掛けることで、習慣が正しく身に付くよう努めている。仕切りのない広々とした保育室は、子どもたちが活動を楽しめるようなゾーンがいくつも設定しており、自由に選択している様子が見える。                  また、園外の公園へ散歩中に、地域住民との挨拶を交わす等、保育士以外の大人と関わる機会がある。                  保育方針にも、子どもの主体性及び自発的活動に配慮することが明記されている。子どもの自己主張は、否定的な言葉ではなく、職員が提案を促しながら正解に導くよう対応している。また、職員は一人ひとりの成長状況を毎週のミーティングで共有し、子どもとの関わり方を話し合っている。                  日々の園の様子は連絡帳や送迎時に、保護者へ伝えており、家庭での様子も聞き取り、一緒に育てるために連携を取るよう努めている。</p>	
<p>④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。</p>	b
<p><b>【コメント】</b>                  園では「見守る保育」を導入している。「見守る保育」の各項目をチェックすることで、一人ひとりの発育状況を把握し、生活習慣の定着を図っている。                  3歳から異年齢クラスとなっているが、午前中は各年齢で集団で活動し、午後からは、園の特色でもある各ゾーンでの活動を実施している。化学や工作など複数の活動を子どもたちはそれぞれの意思で選択している。選べない場合は、職員が子どもと対話する中で、本人の思いに近い活動に導いている。                  ゾーン遊びでは、集団や個別の活動があり、活動を通して異年齢による思いやりや譲り合いの成長に繋がっている。また、工作などは、みんなのルールの中で工作を完成させるなど、やり遂げる環境を整えている。                  5歳児は、小学校へ進学に向けて、午睡を終了し、机に座るなどの習慣を身につけるよう援助している。ただし、特に地域小学校に向けて子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、伝える工夫や配慮は行っていない。今後の検討が待たれる。</p>	
<p>⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。</p>	b
<p><b>【コメント】</b>                  クラスの一角に「ピーステーブル」と称したコーナーがある。子どもたちが考えたルールの下、喧嘩した子ども同士、思いを十分に話した後、仲直りをする場所である。職員は様子を見守り、全て子どもたちが自ら行動している。                  時間を守ることや椅子に座って活動すること、また、昼食時間や食事量など小学校進学に向けて取り組んでいる。他にも、午睡を終了し、その時間帯に文字や数の勉強を取り入れるなど就学前の子どもに向けて援助している。                  併設の学童保育との交流機会も増やしなが、子どもたちが小学校生活をイメージできるよう工夫している。                  保育園が含まれる学校区の小学校から連絡が入り、互いに情報を交換しており、必要な場合は対象の保護者へ個別に情報を伝えている。</p>	



第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

(2) 環境を通して行う保育	第三者評価
<p>① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      各保育室は採光・保湿、衛生面の環境に配慮し、カーテンや空気清浄機、次亜塩素酸水等を整備している。職員は室内の管理、清掃を行い、寝具の乾燥にも配慮しており、屋外から屋内へ入る際には、手足を洗い清潔を保持するよう援助している。                      沐浴設備、シャワー設備も完備し、適宜使用している。                      園では、食事と睡眠の場所を分離している。食事は広々としたランチルームを利用することとしており、3歳以上の子どもたちが楽しく食事している光景がある。また、午睡の場所は各保育室となっており、心地よく過ごせる空間となっている。                      園には保育室とは別にフリースペースがあり、その一角にDENと呼ばれる子どもの背丈で入れる空間を設けている。少人数や一人で静かに過ごしたい時にはDENに入り遊ぶことができる。子どもにとってはくつろげる落ち着いた場所となっている。                      園内は木調で、自然素材を使用しており、一枚板の床材は子どもたちが裸足で安心して生活できるよう配慮している。                      ただし、トイレの後の手洗い場が離れているため、保育士が声を掛けないと手洗いができない子どももおり、更なる工夫が望まれる。</p>	<p>b</p>
<p>② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      子どもに合わせて、食事、排泄、睡眠、着脱、清潔などの基本的な生活習慣を身につけられるよう援助している。排泄などは人権に配慮した環境を整備している。                      排泄については、1歳でおむつがはずれ、トレーニングパンツになる頃から家庭で排泄マットを購入してもらい、子どもが排泄時に排泄マットを利用して衣類の着脱ができるよう援助している。                      トイレに行くことをせかせかせたり、無理強いせず本人のリズムに合わせており、失敗した際にも傷つかないよう声を掛けて対応している。                      着脱は低い間仕切りを兼ねた個別のボックスを設置しており、保育室の一角にスペースを設け、衣類の整理や着替えを援助している。                      午睡時は、窓にブラインドを下げて暗くし、オルゴール調の曲を流し、安心して心地よい眠りにつけるよう工夫していることがわかる。                      また、戸外での遊びは、テラスや園庭、周囲の数ヶ所ある公園があり、空間は十分に確保している。園内にはバランスボードという運動機能を高める運動器具があり、坂道やでこぼこを自由に組み替え、子どもたちが楽しく遊びながら、運動機能を高めている様子が確認できる。</p>	<p>a</p>
<p>③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      園では各クラスにコーナー、ゾーンを設けており、子どもが自身で興味関心のある玩具、遊具を選択し遊ぶことができるよう準備している。選択したものは、本人が自分で取り出し遊べるよう高さの低いボックスに仕切りがあり、どんな素材が入っているか前面に写真を貼ってわかるような工夫がある。                      園に登園してからの一連の決まりごとはあるものの、子どもの自主性を尊重し、戸外遊びに出たくない子どもは室内で遊べるよう援助している。また、園庭では、異年齢の子どもたちが遊ぶ環境でもあり、子どもたちの交流の場となっている。                      3歳の4学期からは当番制がある。ランチの時間になると、3歳児はお茶と箸を並べる当番があり、4、5歳はベッド敷き、5歳児はゾーンの整理整頓と未満児の食事の世話などである。当番になることに憧れを持ち、エプロンと三角巾でイキイキと動く子どもたちは責任を持って活動している。中には、どうしたら合理的に作業ができるかミーティングする子どもたちもいるとのことである。                      このような当番の役割はグループごとに分けており、協同して活動する仕組みがある。                      けんかの場面では、保育室の一角にピーステーブルを設置しており、3歳以上はけんかした者がテーブルにつき、子どもたち同士で解決する環境を整えている。保育士は、様子を見守りながら援助している。</p>	<p>a</p>

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

<p>④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  保育室内には、ダンゴムシ、カニ、カナブン、カナヘビ、グッピー、メダカなどさまざまな生き物と、パキラなどの植物を配置している。子どもたちは餌やりや水やりなど手伝いながら、接する機会を持っている。                  園庭や公園で拾うさまざまな木の実や葉は、制作の素材として活用しており、子どもたちの楽しみとなっている。絵画教室の外部講師による制作にも利用されていることが見学時の展示物で確認できる。                  5歳児は地域のイベントや高齢者施設の慰問でソーラン節やよさこい踊りを披露し、地域の人たちと交流の機会となっている。                  夏のお泊まり保育の他にも園内で行う夏祭りでは、年長児が作成したおもちゃを販売するお店屋さんごっこがあり、子どもたちが社会体験できる機会がある。                  各保育室やフリースペースには絵本棚があり、子どもは自身が関心のある絵本を選んで読むことができる環境となっている。</p>	
<p>⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  子どもに対する豊かな言語環境として、お集まりの時に絵本の読み聞かせを行っていることが見学児に確認できる。また、年賀状を作成し、3歳から5歳児で交換しており、自然な形で文字を取り入れている。                  園ではリトミックを導入しており、子どもたちはさまざまな表現遊びを行っている。更に環境設定として、ピアノなどの楽器を準備している。制作コーナーには、色鉛筆や絵の具、粘土、紙類があり、子どもは自由に選択し、製作しており、製作途中で止める場合も、名前を置いてまだ途中であることを知らせるルールがあり、他の人に片付けられないよう工夫している。                  化学のコーナーには、水槽を設置しており、水生生物の観察ができる環境を整えている。                  ただし、制作コーナーの素材や道具に不足が見られる。子どもの選択肢を確保するためにも、点検・補充の仕組みづくりに期待したい。</p>	
<p>(3) 職員の資質向上</p>	<p>第三者評価</p>
<p>① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>b</p>
<p><b>【コメント】</b>                  職員は、年2回自己評価チェックシートを作成し、園長に提出している。200項目からなる「保育士のための自己評価チェックシート」では、保育実績の振り返りや心の発育・意欲についても詳細に振り返っている。また、自己スキルアップの為に、前回の自己評価後に取り組んだこと、その結果や今後の課題を提出している。                  これらを元に研修受講や指導を仰ぐなど自己スキルアップに繋げている。                  ただし、活用方法には個人差がある。今後、園として、職員のスキルアップに繋がるよう、自己評価の活用について更なる検討、取組みに期待したい。</p>	

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-2 子どもの生活と発達	
(1) 生活と発達の連続性	第三者評価
<p>① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      家庭が提出する児童の記録や毎日交換する連絡帳にて、一人ひとりの子どもの家庭環境や生活リズム、身体的成長等を把握している。                      園では、業務マニュアルに「人権に配慮した保育とは」「子どもの人権を守るために」を整備し、子どもへの言葉、接し方を詳細に記し、職員に周知している。更に、性差や差別を禁止し、具体的な言葉などを記して注意喚起していることが確認できる。                      保育室では子どもに穏やかに接しており、制止する言葉などは聞かれなかった。職員ヒヤリングからもせかせることはなく、子どもを受容すること姿勢が確認でき、また、見学中には、駄々をこねる子どもの気持ちを汲み取り、優しく接している様子が見られた。</p>	a
<p>② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p> <p><b>【コメント】</b>                      障害のある子どもも特別な計画は立てず、他の子どもたちと一緒に保育している。集団の中で遊べるよう保育士が関わり援助している。                      園舎はバリアフリーであり、車椅子用のスロープやトイレを整備している。                      3歳児検診で保護者が気づき相談があることもあり、連絡帳や口頭で情報を共有しながら子どものための協力関係を構築している。                      ハートセンターや言語の発達を促す専門機関に通う子どももいる。ハートセンターの相談員の訪問もあり、情報を得ている。園での様子は記録し保護者に預けてハートセンターに渡すなど、情報を密に交換する体制を整えている。                      園では、障害のある子どもを担当するクラスの職員には関わり方を周知している。                      現在、障害児保育について園全体で定期的に話し合う機会を設けたいと検討中である。また、保護者全体に障害児保育に対する正しい知識を周知する取組みは行っていない。今後の取組みが待たれる。</p>	b
<p>③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p> <p><b>【コメント】</b>                      園の延長保育は、午後6時から9時までと長時間の体制を取っている。延長保育には専任の保育士を配し、安心して過ごせるよう配慮している。また、畳やじゅうたん、ソファなどを設置しており、子どもが居心地よく過ごせる雰囲気となるよう工夫している。給食室では、0歳から2歳にはおじや、3歳以上はおにぎりを準備し、降園から帰宅までの空腹を軽減するよう配慮していることがわかる。                      延長保育は0歳から学童保育の児童までが対象であり、毎日30人程度の利用がある。そのため、異年齢で過ごすことが多い環境である。                      日中の保育を含め、保護者に伝えるべき事項に漏れがないよう、職員間で引継ぎしており、保護者との連携を密に、子どもの生活リズムが崩れないよう工夫や配慮が確認できる。</p>	b

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場	第三者評価
① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b
<p><b>【コメント】</b></p> <p>「児童の記録」に既往症や予防接種についての記録がある。保護者から報告を受け、職員も周知している。子どもたちの健康状況は登園時に、保護者との申し送りや検温で情報収集しており、得た情報は申し送りノートで、各クラス職員が情報共有している。</p> <p>子どもの体調が優れない場合は、保護者へ連絡しており、食事量や内容も給食と連携を取り、柔軟に対応している。</p> <p>健康管理に関する各種のマニュアルがあるが、保育計画までには至っていない。また、マニュアルを定期的に見直したり、マニュアルに基づいた研修計画などが無い。今後の取組みが待たれる。</p>	
② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a
<p><b>【コメント】</b></p> <p>ランチルームがあり、皆が楽しく食事している様子が窺える。</p> <p>職員も子どもと一緒にテーブルを囲んで、会話しながら食事している。食事の時間はおおまかに設定しており、全員揃っての食事ではなく、子どもはお腹が空いたと感じた時にランチルームを訪れている。</p> <p>食べ物に関心を持つよう、地図や産地を当番が表記し、ランチルームに掲示している。</p> <p>ご飯の量は子どもの自主申告制で、残さず食べきれぬ量を考えて、大、中、小を選択している。</p> <p>姉妹園では空豆やサツマイモを栽培しており、バスで収穫に出掛け、ランチに利用している。バスで収穫に出掛ける日は、お弁当を持って出掛けており、戸外での食事を楽しむことに繋がっている。</p> <p>園でもトマトやキュウリ、なす、ニラなどを栽培し、提供している。配膳や後片付けなどは当番制を導入しており、当番の子どもはエプロンと三角巾をつけ、給仕している様子が窺える。</p> <p>給食室はガラス張り、調理の様子がよく見える工夫がある。食事を終えた子どもは職員と一緒に下膳する際に、調理員に「ありがとう」とお礼を言っている。</p> <p>保育のしおりやホームページを通じて、食を通じた保育を詳細に説明しており、年齢別の目標を立てている。行事別に食事は手順を記録し、次回に繋げている。</p>	
③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	a
<p><b>【コメント】</b></p> <p>調理職員や保育士は子どもの食べる量を記録しており、好き嫌いなども把握している。</p> <p>残食の調査記録や検食簿を整備し、給食室会議で検討し反映している。食事の献立は季節感があり、旬の食材や栽培した野菜などを使用しており、おやつはほぼ手作りであり、行事食も充実している。</p> <p>食器は子どもが持って重くないよう配慮している。栄養士や調理職員は、配膳の時やおかわりの時に子どもと会話し、食欲がわくよう工夫している。また、食べず嫌いの食べ物にはトライするよう促しており、克服できた喜びを味わう子どももいる。</p>	
④ 健康診断・歯科健診の結果や子どもの発育発達状況について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	b
<p><b>【コメント】</b></p> <p>健康診断や歯科検診、身長や体重の記録があり、内容を職員に周知している。記録物は、事務所に管理しており、職員はいつでも閲覧できるよう整備している。</p> <p>健康診断や歯科検診の結果は、保護者へ報告し、適切な対応を促している。</p> <p>歯磨きは園の取組みにも反映させている。</p>	

## 第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

(3) 健康及び安全の実施体制	第三者評価
<p>① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p> <p><b>【コメント】</b> アレルギー疾患について、保護者からの報告を受けている。食事等の対応は、主治医の診断内容をもとに検討し提供しており、食事が他の子どもと違うことに配慮した盛付けを工夫している。また、場合によっては、テーブルを変えるなど、安全に食事が取れるよう援助している。</p>	b
<p>② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p> <p><b>【コメント】</b> 調理場、水周りなどの衛生管理については、衛生管理マニュアルを整備しており、毎週月曜日に職員会議を開き、マニュアルの読み合わせを行っている。 生野菜は酸性水で洗浄し、水道水で洗って提供するなど、衛生管理に努めている。 衛生管理等は現場責任者が担当しており、課題が生じたら迅速に話し合い、改善している。 管理栄養士と給食室職員は、毎日記録と日誌にて情報を共有し、衛生管理を適切に行っている。 マニュアルは都度、評価・見直しを行い、必要に応じて変更しており、改定した日を記録していることが、マニュアルから確認できる。</p>	a

第三者評価結果:長崎県福祉サービス個別評価項目

A-3 保護者に対する支援	
(1) 家庭との緊密な連携	第三者評価
<p>① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p> <p><b>【コメント】</b>                      園では給食アンケートを実施し、家庭での食事の状況を把握している。また、連絡帳に欄を設けており、毎日の喫食状況の把握に努めている。                      月末には翌月の献立表を作成し、配布している。                      保護者には試食会で食材を説明しており、試食後の感想を得たり、園で配慮していることなども伝えている。                      フリースペース入口にサンプルを掲示し、その日の献立と調理した食事を保護者に知らせている。発育期にある子どもの食事の重要性は毎月配布する献立表に給食だよりとして管理栄養士が月ごとに栄養について知らせたいことなどを掲載している。                      保護者からの食に関する相談等は、管理栄養士が受け、助言する体制を整えており、実際に相談を受けアドバイスしている。</p>	b
<p>② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      登園時や送迎バスの担当職員は、保護者からの相談を受けており、申し送りノートを用いて、全職員で情報を共有している。連絡帳で相談を受けることもある。相談内容によっては、時間を要することもあり、個別に時間を作って対応している。                      毎日の子どもの様子を、連絡帳を通して伝えているが、以上児になると、連絡帳だけではなく、子どもと保護者の会話の中から園での様子を知り、共有することを目標としている。                      保育参観や運動会、夏祭りのような季節行事、毎月の園便りなどを通じて、子どもの成長の喜びを保護者が共有できるよう努めており、家庭の状況変化や保護者との情報交換内容は、必要に応じ児童の記録に記載している。</p>	b
<p>③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      入園時に「保育のしおり」をもとに、園の保育の意図を説明している。また、年度初めに改めて保護者に話す機会を設けている。5歳児卒園後に、年中組の保護者懇願会を開催し、より具体的に説明の場を設けている。                      保育参観や試食会等の行事後は、保護者アンケートを取っており、アンケートの内容から、保育の意図の周知度を計り、次に反映している。</p>	b
<p>④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p> <p><b>【コメント】</b>                      不適切な養育や虐待について、職員は早期発見に努めている。マニュアルがあり、週ミーティング時などの読み合わせている。                      疑いがある子どもの場合は、クラス担任と事務室へ報告し、経過記録や写真などの情報収集を行う手順がある。毎年11月は虐待防止月間であり、ポスター掲示と共に保護者へ向け周知活動を行っている。</p>	b

## 事業所プロフィール（保育所）

1. 事業所名称：おひさま保育園
2. 運営主体（法人名等）：社会福祉法人おひさま会
3. 事業所所在地：長崎県長崎市東町1953-4
4. 事業所の長の氏名（園長等）：吉岡伸太郎
5. 連絡先  
電話：095-837-0012  
Fax：095-837-0014  
eメール：info@ohisama.or.jp  
ホームページ：http://www.ohisama.or.jp/
6. 当該事業の開始年月日：
7. 同一事業所（同一敷地内または同一建物内で行われる事業を指す）で実施している同一運営主体の主な福祉サービス事業

- 延長保育事業
- 障害児保育事業
- 一時保育事業
- 休日保育事業
- 子育て支援事業（園庭開放、子育て相談など…）
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

8. 事業所が大切にしている考え方(事業所の理念や基本方針等を簡潔にお書きください。リーフレット等の資料を添付していただいても結構です。)

別紙資料参照  
※保育のしおり

9. 現在の職員数（平成28年 2月 1日現在）:

常勤職員数 30人、 非常勤職員数 13人（常勤換算 8人）

10. 定員及び現在の利用者:

(1) 一般保育

	定員（人）	利用者数（人）
0歳児	14人	19人
1歳児	36人	21人
2歳児		29人
3歳児	80人	28人
4歳児		28人
5歳児		32人
計	130人	157人

(2) 特別保育

	定員（人）	利用者数（人）
延長保育		
障害児保育		
病後児保育		
一時保育		
その他 ( )		

11. 現在のサービス提供能力（利用状況）と利用者数

（以下のいずれかに○印をおつけください）

① サービスを希望しながら待っている人がかなりいる。

② ほぼサービス提供能力に見合った利用者数で、待っている人はほとんどいない。

③ サービス提供能力に余力があり、希望者があれば受け入れたい。

12. 施設の状況

(1) 建物面積（保育園分）:

840.92 m<sup>2</sup>    利用者1人あたり 5.36 m<sup>2</sup>

(2) 園庭面積:

332.13 m<sup>2</sup>    利用者1人あたり 2.84 m<sup>2</sup>

(3) 建築（含大改築）後の経過年数:

木造棟 17年 RC棟 7年



(4) 保育所の設置形態

- 単独設置の場合：( 2 階建)
- 他施設と併設の場合：  
併設施設種別：  
保育所の使用階数： \_\_\_\_\_ 階部分
- 建築（含大改築）後の経過年数：( 17年及び7年 )
- 3年以内の大改築計画の有無：( 有 ・  無 )

(5) 立地条件など

① 交通の便：\_\_現川\_\_ 駅から 徒歩  バス、その他( )で \_\_約15分\_\_  
バス停 \_\_馬場\_\_ から 徒歩 \_\_5分\_\_

② 近隣の環境（周辺道路の状況、近隣の施設や建物、公園までの距離など）

- 徒歩 5 分にはバス通りがあり、車の通行量も多い。近隣には民家が多く、八郎川が流れており、消防署や郵便局も設置している。
- 保育園の裏に公共の公園があり、散歩等の園外活動で利用することが多い。

13. 苦情解決の体制について

(1) 第三者委員設置の有無

- 設置している(委員数 \_\_2\_\_ 人)
- 設置していない

(2) 第三者委員の活動状況（定期的な訪問を依頼しているような場合その訪問頻度等）：

苦情等発生時はその都度報告  
苦情発生が無い場合は定期的な報告

(3) その他苦情解決に向けての取組み（意見箱の設置、オンブズマンの導入等）についてご記入ください

保護者の意見・要望・苦情を申し出る意見箱の設置  
苦情内容と解決結果を園だよりやホームページにより定期的に公表

#### 14. 各種マニュアルの整備

- (1) 基本業務実施マニュアル ( 整備している 整備していない )
- (2) 感染症対応マニュアル ( 整備している 整備していない )
- (3) 事故発生対応マニュアル ( 整備している 整備していない )
- (4) その他のマニュアル類がありましたらご記入ください

#### 15. 事業所の特徴

サービス面で、他の事業所と比較をして優れていると思われる点、特徴があると思われる内容を3つ以内でお書きください。

- ① 

1人ひとりの生活リズムに応じた保育内容。  
中でも食事のとり方で3～5歳児クラスで実施している“レストラン方式”があり、自分が『食べたい!』と思ったときに食事をとるやり方。だが、その中でもルールがあり、食事中マナーや食事時間等が決まっている。また、食事量や食べ終わりの時間など、先を見通した行動を自分で考えて出来るようになるような工夫もしている。(職員の声かけ等)
  
- ② 

縦割りではない異年齢児保育。  
年齢別クラスを基盤としながら、異年齢児との生活の中で、個々の発達課題に応じた体験ができるように環境設定をしている。また、上のクラスの子が下のクラスに行き、お手伝いをする場面もある。
  
- ③ 

一人ひとりの発達課題に応じた保育。  
子どもが自発的で意欲的な遊びや活動ができるように、一人ひとりの発達課題に対応した空間(ゾーン)を用意し、興味や関心等によって自分自身で遊びや活動を選択できる。(選択制保育)  
いくつか提示された課題の中で、自分が今できることから“もう少し頑張れば出来る”ことに挑戦して取り組む。(習熟度別保育)  
いくつかの課題を一定期間ですべて体験する時に、どの課題から取り組むかの順序を自分で選択し、取り組む(順序性保育)

# 長崎県福祉サービス第三者評価 利用者調査結果(保育所)

評価機関名

福祉総合評価機構

事業所名称	おひさま保育園
-------	---------

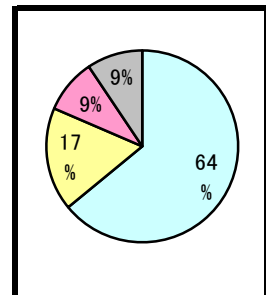
調査の対象・方法	<p>対象： 調査対象保育園の在籍園児保護者</p> <p>方法： 対象者へ調査用紙を配布 各自記入の上、評価機関へ直接郵送回収</p>
----------	--

調査実施期間	2015年11月20日から 2015年12月10日まで
--------	-----------------------------

アンケート結果平均

利用者総数	115 人
調査対象者数	115 人
有効回答数	42 人
回収率	37 %

はい	750 件	78%
どちらともいえない	204 件	13%
いいえ	107 件	4%
わからない	110 件	5%



総 評	<p>本アンケートは115人中42人の回答を得て半数を下回る37%の回収率となった。</p> <p>アンケート結果から満足度が高い項目を抽出すると、特に問18「献立や栄養・食べ方などが工夫されていますか。」は92.9%を最も高く、次いで問20「お子さんの発育や意欲を促すような遊具・玩具などが十分に用意されていますか。」85.7%、問27「保護者が参加しやすいように行事日程が組まれていますか。」81.0%と高い。一方、最も低い回答は問13「地域や家庭(保育所を利用していない家庭も含めた)の子育て相談や交流会など、積極的に保育所の開放をしていると思いますか。」33.3%である。次いで、問11「あなたが要望したことが他の職員にも伝わり、理解されていますか。」35.7%、問6「保育について保護者の意向に関する調査が定期的に行われていますか。」38.1%である。</p> <p>そこで、自由記述を追っていくと、感謝のことは、賞賛は食事、保育の質、職員の対応など様々な記述が見られる。一方、保護者への職員紹介や保育に関する説明及び連絡、職員の子ども・保護者への接遇等に不満があることがわかる。</p> <p>このような結果から、食事、保育環境、職員の質、保護者、子どもへの接し方については高い満足度であるものの、説明・報告・連絡、職員の質等に不満を持つ保護者がいることも見逃せない。また、回収が50%を切っていることから、保護者の意見を抽出するには数が不足していると言える。今後は、園独自の定期的な意向調査などを行い、本アンケート結果も踏まえ保護者の意向を汲み取り、保育園として改善すべき項目に取組み、貴園の更なる質の向上につながるよう期待したい。</p>
-----	---

長崎県福祉サービス第三者評価 利用者調査結果(保育所用)

事業所名称	おひさま保育園		有効回答数	42	人
評価対象	No	質問項目	回答	回答数	(%)
全サービス共通項目					
保育理念 保育方針	1	保育所が保育を実施する上での基本的な考え方や方針を知っていますか。	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答	26件 8件 3件 4件 1件	61.9% 19.0% 7.1% 9.5% 2.4%
	2	【はいの場合】保育を実施する上での基本的な考え方や方針には納得していますか。 * 問1にて「はい」と答えた方以外は非該当	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答 非該当	23件 2件 0件 1件 0件 16件	54.8% 4.8% 0.0% 2.4% 0.0% 38.1%
	3	【はいの場合】実際に利用してみて、日頃の保育サービスは基本的な考え方や方針と一致していますか。 * 問1にて「はい」と答えた方以外は非該当	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答 非該当	23件 2件 0件 0件 1件 16件	54.8% 4.8% 0.0% 0.0% 2.4% 38.1%
職員の対応	4	保育士や他の職員は親切、丁寧に対応してくれますか。	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答	28件 12件 0件 1件 1件	66.7% 28.6% 0.0% 2.4% 2.4%
プライバシーへの配慮	5	「お子さんや自分が秘密にしたいこと」を他人に知られないように配慮してくれますか。	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答	27件 4件 3件 8件 0件	64.3% 9.5% 7.1% 19.0% 0.0%
利用者の意向の尊重	6	保育について保護者の意向に関する調査が定期的に行われていますか。	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答	16件 8件 11件 7件 0件	38.1% 19.0% 26.2% 16.7% 0.0%
	7	困ったことを相談できる職員がいますか。	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答	27件 7件 6件 1件 1件	64.3% 16.7% 14.3% 2.4% 2.4%
苦情受け付けの方法等	8	苦情がある場合の受付や解決の仕組みについて、説明がありましたか。	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答	17件 8件 11件 6件 0件	40.5% 19.0% 26.2% 14.3% 0.0%
不満や要望への対応	9	不満や要望を気軽に話したり伝えたりすることが出来ますか。	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答	17件 14件 8件 3件 0件	40.5% 33.3% 19.0% 7.1% 0.0%
	10	お子さんや保護者の要望・意見をもとに、改善が行われていますか。	はい どちらともいえない いいえ わからない 無回答	21件 8件 4件 9件 0件	50.0% 19.0% 9.5% 21.4% 0.0%

長崎県福祉サービス第三者評価 利用者調査結果(保育所用)

事業所名称	おひさま保育園		有効回答数	42	人	
職員間の連携・サービスの標準化	11	あなたが要望したことが他の職員にも伝わり、理解されていますか。	はい		15 件	35.7%
			どちらともいえない		14 件	33.3%
			いいえ		6 件	14.3%
			わからない		7 件	16.7%
			無回答		0 件	0.0%
	12	保育士や他の職員の保育姿勢はだいたい同じですか(職員によって言うことやすることに違いがありませんか)。	はい		19 件	45.2%
			どちらともいえない		10 件	23.8%
			いいえ		6 件	14.3%
			わからない		7 件	16.7%
			無回答		0 件	0.0%
地域における子育て支援	13	地域や家庭(保育所を利用していない家庭も含めた)の子育て相談や交流会など、積極的に保育所の開放をしていると思いますか。	はい		14 件	33.3%
			どちらともいえない		8 件	19.0%
			いいえ		7 件	16.7%
			わからない		13 件	31.0%
			無回答		0 件	0.0%
事故の発生	14	お子さんが保育所の中で怪我をしたことがありますか。	はい		36 件	85.7%
			どちらともいえない		1 件	2.4%
			いいえ		5 件	11.9%
			わからない		0 件	0.0%
			無回答		0 件	0.0%
	15	【はいの場合】怪我をした後の対応は適切でしたか。 * 問14にて「はい」と答えた方以外は非該当	はい		23 件	54.8%
			どちらともいえない		7 件	16.7%
			いいえ		5 件	11.9%
			わからない		2 件	4.8%
			無回答		0 件	0.0%
非該当		6 件	14.3%			
利用に当たっての説明【過去1年以内に利用開始した場合】	16	この保育所を利用する前に、保育所での生活や保育の内容についてわかりやすい説明がありましたか。	はい		31 件	73.8%
			どちらともいえない		3 件	7.1%
			いいえ		2 件	4.8%
			わからない		3 件	7.1%
			無回答		0 件	0.0%
	17	実際に利用してみて、説明どおりでしたか。	はい		26 件	61.9%
			どちらともいえない		6 件	14.3%
			いいえ		2 件	4.8%
			わからない		5 件	11.9%
			無回答		0 件	0.0%
個別サービス項目						
食事	18	献立や栄養・食べ方などが工夫されていますか。	はい		39 件	92.9%
			どちらともいえない		2 件	4.8%
			いいえ		0 件	0.0%
			わからない		1 件	2.4%
			無回答		0 件	0.0%
施設的环境	19	お子さんが生活するところは心地よく過ごせる雰囲気ですか。	はい		32 件	76.2%
			どちらともいえない		8 件	19.0%
			いいえ		2 件	4.8%
			わからない		0 件	0.0%
			無回答		0 件	0.0%
	20	お子さんの発育や意欲を促すような遊具・玩具などが十分に用意されていますか。	はい		36 件	85.7%
			どちらともいえない		3 件	7.1%
			いいえ		1 件	2.4%
			わからない		2 件	4.8%
			無回答		0 件	0.0%

長崎県福祉サービス第三者評価 利用者調査結果(保育所用)

事業所名称	おひさま保育園		有効回答数	42	人	
保育内容	21	園外で身近な自然や社会に接する機会が多いですか。	はい		31 件	73.8%
			どちらともいえない		6 件	14.3%
			いいえ		2 件	4.8%
			わからない		3 件	7.1%
			無回答		0 件	0.0%
	22	お子さん一人ひとりに合わせた豊かな感性を育む活動・遊びが行われていますか。	はい		23 件	54.8%
			どちらともいえない		9 件	21.4%
			いいえ		2 件	4.8%
			わからない		8 件	19.0%
			無回答		0 件	0.0%
	23	異年齢の子ども同士の交流が活発に行われていますか。	はい		34 件	81.0%
			どちらともいえない		4 件	9.5%
			いいえ		0 件	0.0%
			わからない		4 件	9.5%
			無回答		0 件	0.0%
	24	お子さん一人ひとりの個性や生活習慣などの違いが尊重されていますか。	はい		26 件	61.9%
どちらともいえない				6 件	14.3%	
いいえ				1 件	2.4%	
わからない				9 件	21.4%	
無回答				0 件	0.0%	
保護者への 育児支援	25	送迎時の対話や連絡帳などで、日々のお子さんの様子を知ることができますか。	はい		32 件	76.2%
			どちらともいえない		6 件	14.3%
			いいえ		3 件	7.1%
			わからない		1 件	2.4%
			無回答		0 件	0.0%
	26	子育てに関する気がかりな点や悩みについて、相談しやすいですか。	はい		23 件	54.8%
			どちらともいえない		10 件	23.8%
			いいえ		7 件	16.7%
			わからない		2 件	4.8%
27	保護者が参加しやすいように行事日程が組まれていますか。	はい		34 件	81.0%	
		どちらともいえない		6 件	14.3%	
		いいえ		1 件	2.4%	
		わからない		1 件	2.4%	
		無回答		0 件	0.0%	
健康管理	28	登園時に、お子さんの様子についての把握・確認がありますか。	はい		19 件	45.2%
			どちらともいえない		15 件	35.7%
			いいえ		7 件	16.7%
			わからない		1 件	2.4%
			無回答		0 件	0.0%
	29	インフルエンザなどの感染症が発生したときには、発生について説明がありますか。	はい		32 件	76.2%
			どちらともいえない		7 件	16.7%
			いいえ		2 件	4.8%
		わからない		1 件	2.4%	
		無回答		0 件	0.0%	